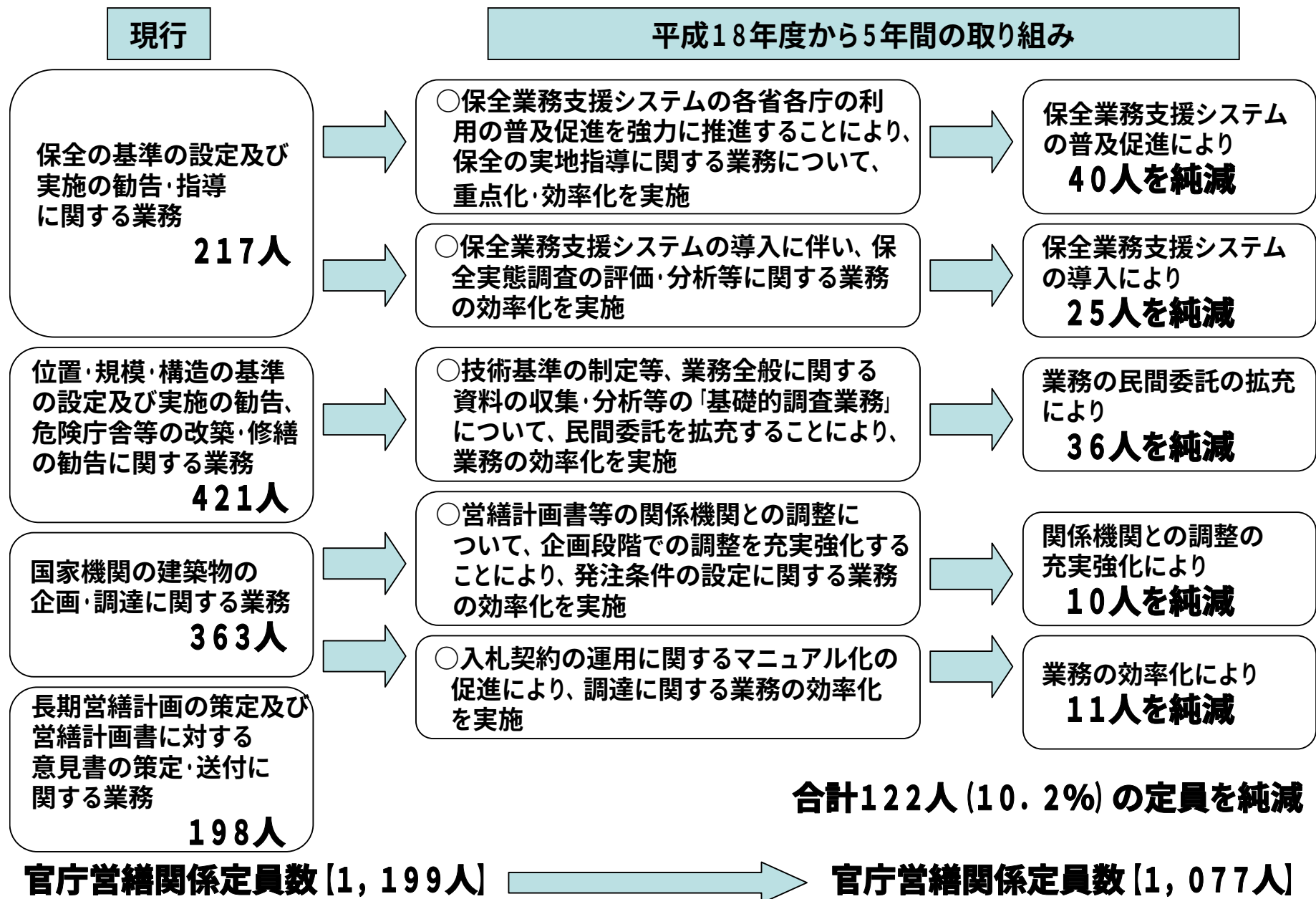


官庁営繕関係について

平成18年5月12日
国 土 交 通 省

官庁営繕関係定員の純減に向けた取り組み



官庁営繕関係定員の純減に向けた取組について

1. 国の立法・行政・司法を司る機関の庁舎については、国民にとっての利用のしやすさを確保するとともに、省エネルギーやバリアフリー化など、公共建築物が満たすべき社会的要請を反映したものとすることが必要である。また地震や台風などの災害時にあつて的確な緊急時対応を可能とし、また、場合によっては、住民の避難場所として活用し得るよう、強固なものでなければならない。

官庁営繕は、このような性格を有する国家機関の建築物の整備や維持保全について総括的な責任を有する立場から、次の事務を、本省、地方整備局及び北海道開発局合わせて1,199人（平成17年度末定員）の職員で実施している。

- （1）長期営繕計画の策定及び営繕計画書に対する意見書の策定・送付（198人）
- （2）位置・規模・構造の基準の設定及び実施の勧告（245人）
- （3）危険庁舎等の改築・修繕の勧告（176人）
- （4）保全の基準の設定及び実施の勧告・指導（217人）
- （5）国家機関の建築物の企画・調達に関する事務（363人）

（注）国家機関の建築物は、全国各地に点在しており、施設数で約2万（約8万4千棟）、延面積で約5千2百万㎡にも及ぶ。施設整備や維持保全を担当する各省各庁の職員は約1万7千人に上り、施設整備や維持保全に要する経費は年間6千億円に達する。また、それらの業務委託を受けて民間で業務に従事する人は延6万4千人・年と推定される。

2. 官庁営繕においては、今後とも充実強化すべき事務や業務量が増加する分野が数多く見込まれる中で、「官庁営繕のマネジメント改革」（施設・サービスの満足度の最大化、データベースシステム、フィードバックシステムの構築によるライフサイクル・コストの縮減や業務効率の向上等を目指す。）に基づく組織再編等に取り組みつつ、平成12年度から17年度までに68人（5.4%）の定員合理化を図ってきたところであるが、有識者会議でのご指摘を踏まえ、今後5年間で5%の国家公務員の定員純減計画に資するよう、以下の3つの観点から徹底的な業務の効率化を図り、大幅な純減を進め、平成18年度からの5年間で10.2%（△122人減）の定員を純減する。

- （1）「保全業務支援システム」の利用促進による効率化

平成17年度に導入した「保全業務支援システム」について、各省各庁の施設管理者に対して利用の普及促進を図っていく。それにより、施設管理者の業務の適正化・効率化が進むことが見込まれ、保全指導の重点化、効率化も可能となることから、保全指導に係る業務を効率化する。

- 保全業務支援システムの各省各庁の利用の普及促進を強力に推進することとし、システムの普及により可能となる保全の実地指導に関する業務（現状 82 人）について重点化・効率化し、40 人を純減する。
- 保全業務支援システムの導入に伴い、保全実態調査の評価・分析等に関する業務（現状 48 人）を効率化し、25 人を純減する。

（２）民間委託の拡充

使用調整計画や長期的な施設計画の立案、防災拠点の事業継続計画（BCP）の策定、アスベスト対策の支援、官庁施設の省 CO₂ 対策の立案等今後充実強化すべき業務があるが、これらの業務をはじめとする業務全般に関する資料の収集・分析、課題の整理・提案、各種診断業務といった「基礎的調査業務」の民間委託を拡充する。

- これにより、技術基準の制定等に関する業務（現状 245 人）や危険庁舎の勧告等に関する業務（現状 176 人）を効率化し、36 人（内訳はそれぞれ 14 人、22 人）を純減する。

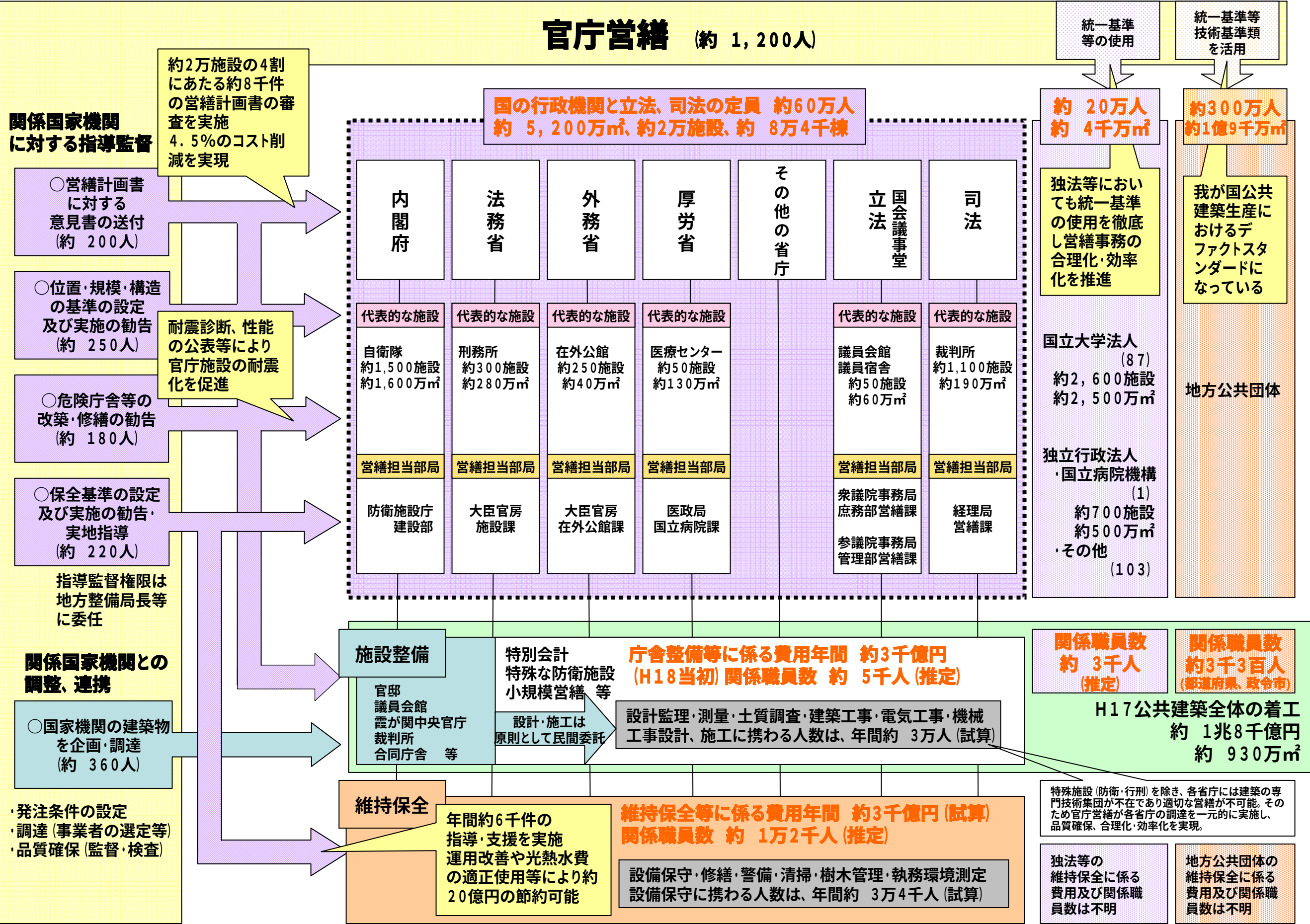
（３）企画段階における調整の充実強化等による効率化

国家機関の建築物の企画・調達に関する事務については、設計・施工の民間委託を進めることにより、これまで最も業務の効率化が図られた分野であり、さらに近年、公共工事の品質確保や入札契約の適正化のために、総合評価落札方式の導入・企業評価の充実等の技術審査事務や監督・検査事務の強化等により業務量が増加しているところではあるが、以下の対応により更なる減量・効率化を進める。

- 使用調整計画や営繕計画の調整等関係機関と調整を要する業務について、今後、関係機関の理解を得て、企画段階での調整を充実強化することにより、国の建築物の営繕に関する業務のうち、調達段階の発注条件の設定に関する業務（現状 120 人）を効率化し、10 人を純減する。
- 入札契約の運用に係るマニュアル化の促進により、国の建築物の営繕に関する業務のうち、調達に関する業務（現状 148 人）の効率化を進め、11 人を純減する。

（注）長期営繕計画の策定及び営繕計画書に対する意見書の策定・送付に関する事務については、引き続き業務の効率化を進めるものの、国有財産の有効活用の一層の推進等のために、今後、庁舎の使用調整計画の立案や営繕計画の調整等事前の調整業務が増大し、大幅な全体業務量の増加が見込まれるため、現時点で定員の純減を行なうことは困難である。

官庁営繕が対象とする業務範囲とその役割 (イメージ図)



保全業務支援システムの導入・普及促進による定員の純減

システム開発の必要性・背景

(1) 老朽ストックの増大

- 維持管理・修繕が増大することが予測されることから、**効率的な修繕計画・保全計画を立案**するための支援ツールが必要。

(2) 保全実態調査の効率的回収

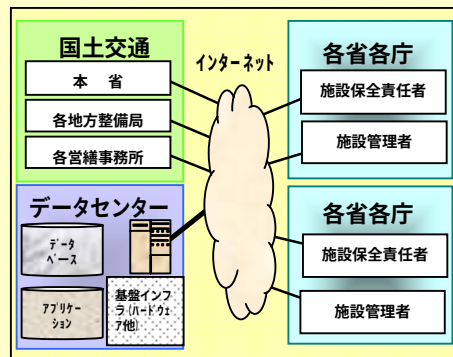
- 全国で約2万(施設数)の国家機関の建築物全てを対象に実施している**保全実態調査を効率的に実施**する必要。

(3) 施設データの蓄積

- 施設管理の継続性にかんがみ、施設の保全情報を**永続的に一元管理**する必要。
- 上部機関の業務効率化のため、管轄下の個別施設の情報をまとめて容易に取り出せるツールが必要。

(4) インターネット網の普及

- 全国に張り巡らされている**既存のインターネット網を利用**。
- 業務用パソコンの普及により、インターネット端末との兼用が可能。



具体的効果

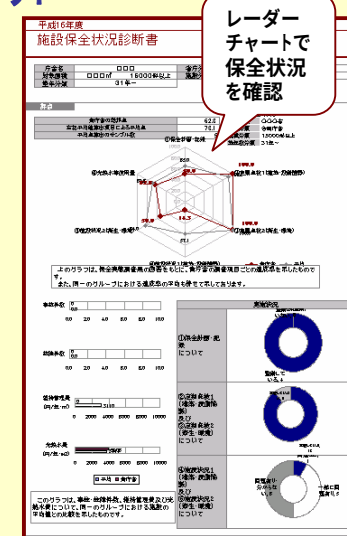
(1) 各省各庁の施設管理者のメリット

- 分析結果(ベンチマーク、施設診断書)の閲覧が可能
- ライフサイクルコストデータに基づいた**修繕計画等の作成が可能**

☆効率的な施設管理の実現

- 保全実態調査票の報告において、**インターネット上で報告処理が可能**

☆事務作業量の軽減



施設保全状況診断書

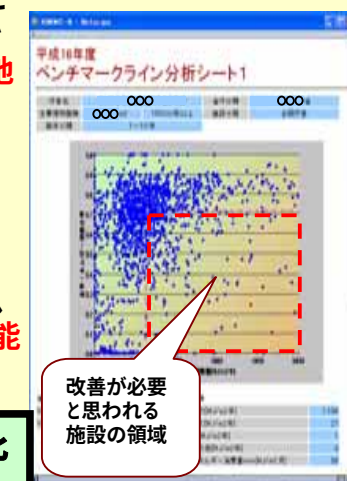
(2) 官庁営繕の業務効率化

- 保全業務支援システムの普及促進により、保全状況の思わしくない施設を抽出する等重点的かつ**効率的な実地指導及び勧告が可能**

☆保全指導の重点化・効率化 (40人純減)

- 保全業務支援システムの導入により、保全実態調査の**効率的な回収が可能**

☆保全実態調査の評価・分析の効率化 (25人純減)



ベンチマーク分析

平成18年4月14日の有識者会議での御指摘を踏まえ、官庁営繕の事務の独立行政法人による実施について、更なる検討を行った。

1 官庁営繕の具体的な事務は、次の5つに分けられる。

- ・長期営繕計画の策定及び営繕計画書に対する意見書の作成・送付
- ・位置・規模・構造の基準の設定及び実施の勧告
- ・危険庁舎等の改築・修繕の勧告
- ・保全の基準の設定及び実施の勧告・指導
- ・国家機関の建築物の企画・調達に関する事務

(1) 長期営繕計画の策定及び営繕計画書に対する意見書の作成・送付について

長期営繕計画については、国土交通大臣が、全国の官庁施設整備に関する投資総額の見直しや耐震対策、地球温暖化防止対策等の政府の政策を勘案し、長期的な見通しに立つ重点的な整備計画を策定するものである。また、営繕計画書に対する意見書については、各省各庁の長（衆・参議院議長、最高裁判所長官を含む。）が毎年度作成し、国土交通大臣に提出する営繕計画書に関して、8月の概算要求に先立ち、位置・規模・構造、コスト等について審査を行った上、国土交通大臣から財務大臣及び各省各庁の長に対して意見書を送付するものである。

これらの業務は、実際には、官庁営繕部の担当者が、各省各庁や財務省の担当者と、各法令や長期営繕計画、地方公共団体のまちづくり計画等に照らして当該営繕計画書が妥当なものかどうか判断し、かつ、必要に応じて調整を行うものである。しかしながら、営繕計画書の提出から意見書の送付までは、20日間という極めて短期間しかないため、妥当かどうかの判断や必要な調整は中断なく迅速に行う必要がある。

(2) 基準の設定、その実施の勧告等に係る業務について

位置・規模・構造や保全の基準の設定の業務は、国土交通大臣が国家機関の建築物の安全性の向上、公衆の利便と公務の能率の増進を図ることを目的として、その位置、構造等や保全に関する具体的な基準を設定する事務である。また、これらの基準の実施や危険庁舎等の改築等の勧告や保全に係る実地の指導の業務は、国土交通大臣が、公共建築物の安全性、利便性等を確保するため、関係国家機関に対し、直接基準の遵守を求め、又は部下の職員をして実地に保全の指導を行わせる業務である。

国家機関の建築物に基準不適合や安全性の問題が確認された場合、そこで働く職員や利用者の利便や生命安全性を確保するとともに、災害時対応を確実に実施できるようにするため、国土交通大臣の勧告を待つまでもなく、速やかに改善措置が実施される必要がある。このため、実際には、官庁営繕部の担当者が、各省各庁の担当者に対し、必要な指導・調整を迅速に行っており、災害に備えた国家機関の建築物の安全性の確保や、既存ストックの有効活用が社会的要請となっている今日、このような業務の重

要性は益々大きくなっている。

(3) 国家機関の建築物の企画・調達に関する事務について

この事務は、国家機関の建築物の整備に係る個別プロジェクトの条件設定や調整、事業者の選定や契約、(例外的に民間委託ができない場合の)設計・施工、工事が行われた建築物の性能及び品質の確保のための監督・検査等を行う事務である。

このような業務は、国家機関の建築物を整備する当事者として実施するものであり、別の主体にこのような事務を実施させることは困難である。

- 2 以上のように、官庁営繕部が所掌する事務を迅速・確実に実施していくためには、意見書の作成や送付、基準の制定やこれに基づく指導等の業務については各省各庁の担当者と対等の立場に立ち、また、企画・調達に関する事務については国家機関の建築物を整備する当事者の立場に立つ必要がある。このため、現時点においては、独立行政法人においてこれらの業務を実施することは困難であると考えている。